

宇都宮大学国際学部国際社会学科
2017年度 卒業論文

地域における公園が果たす役割
～大宮公園を例に～

指導教官名 中村祐司

学籍番号

論文執筆者名

要約

本論文は、埼玉県さいたま市に位置する大宮公園を例に取り上げながら、それぞれの地域を取り巻く社会状況が大きく変化する中、都市公園をどのように機能させ、都市公園が今後どのような役割を担っていくべきかについて言及している。

第 1 章では、都市公園を含めた公園の歴史について述べた後、現在の都市公園がどのように定義されているのかについて、都市公園法をもとに述べた。また、国土交通省が定める都市公園の種類分けの仕方を明確にし、種別毎の都市公園等整備状況と、都市公園等箇所数と面積の推移表から、近年都市公園が増加傾向にあることを明らかにした。さらに、都市公園の持つ機能として、国土交通省が提唱する社会資本のストック効果について述べた。その中でも近年特に関心が高くなっていると思われる防災性向上の分野に関して、東京都江東区に位置する東京臨海広域防災公園を例に取り上げながら、防災公園整備が推進されていることを示した。

第 2 章では、都市公園の管理について言及している。まず、管理制度として定着してきた指定管理者制度の概要と、そのメリット、留意点について述べた。また、現在の都市公園が、民間も含め、どのように管理されているのか、今後どのような管理の方向性でいくのか等について、パークマネジメントという概念を紹介しながら述べた。さらに、日本ではあまり見られないパークマネジメントの例として、アメリカのコミュニティガーデンの事例を取り上げた。

第 3 章では、今回取り上げる大宮公園について、まず基本的な概要、構成、歴史について述べた。その後、来園者の利用状況を、アンケート調査の結果をもとにまとめた。また、それぞれの公園管理の状況について述べ、財政面がどうなっているのかを明確にするために収支表を掲載した。さらに、大宮公園が重要視されていることについて、県議会の内容を紹介した。また、現在行われている取り組みとして、桜守ボランティアを紹介した。

第 4 章では、筆者が大宮公園で実際に何度か現地調査を行った結果を写真と共に示している。本論文で取り扱う内容に関する調査は、いずれも 2017 年の 8 月 17 日、9 月 28 日、10 月 8 日、10 月 23 日、10 月 27 日に実施した。

第 5 章では、政府が示す都市公園を含めた緑とオープンスペースの方向性と、都市公園である大宮公園の方向性をまとめた。そのうえで、公園が地域の中で果たし得る役割について述べた。

目次

要約	i
目次	ii ~ iii
図・表・写真一覧	iv
はじめに	1
第1章 日本の公園に対する概念	3
第1節 公園の歴史	
第2節 都市公園の定義	
第3節 都市公園の種類と整備状況	
第4節 都市公園の機能	
第2章 都市公園の管理	12
第1節 指定管理者制度	
第2節 パークマネジメントとは	
第3節 海外では	
第3章 大宮公園の多機能性	16
第1節 大宮公園の概要と構成	
第2節 大宮公園の歴史	
第3節 来園者利用状況	
第4節 公園管理と収支状況	
第5節 大宮公園のいま	
第4章 公園の現場からみえるもの	28
第1節 繋ぐ場としての大宮公園	
第2節 防災機能を持つ大宮第2公園	
第3節 空間を提供する大宮第3公園	
第5章 これからの都市公園と大宮公園	34
第1節 政府が目指すもの	
第2節 切実さが薄れた大宮公園の今後	

おわりに	37
あとがき	38
参考文献	39

図・表・写真一覧

図 1	公園の分類	4
図 2	大宮公園周辺図	16
表 1	都市公園の種類	5~7
表 2	種別毎都市公園等整備状況	7~8
表 3	都市公園等個所数・面積推移表	8
表 4	都市公園のストック効果	9~10
表 5	略年表（大宮公園及び周辺）	20~21
表 6	大宮第 1 公園収支表	23~24
表 7	大宮第 2・第 3 公園収支表	24~25
写真 1	大宮公園	16
写真 2	芝川	17
写真 3	芝川第 7 調節池のあらまし	17
写真 4	大宮第 2 公園	17
写真 5	芝川左岸調節池	18
写真 6	大宮市民体育館前グラウンド	18
写真 7	児童遊園地	29
写真 8	大宮第 2 公園内(1)	30
写真 9	大宮第 2 公園内(2)	30
写真 10	芝川の木柵	31
写真 11	立ち入り禁止エリアの釣り人	31
写真 12	増水した芝川と大宮第 2 公園	31
写真 13	増水大宮市民体育館前グラウンド	31
写真 14	芝川左岸調節池	32
写真 15	満杯の大宮第 2 公園	32
写真 16	水が引いた大宮第 2 公園	32
写真 17	大宮第 3 公園	32
写真 18	大宮第 3 公園内	33

はじめに

2017年6月9日、第193回国会において成立した「都市緑地法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第26号。以下「改正法」という。）の施行期日を定める政令、及び改正法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が閣議決定された¹。この背景の一つとして、都市における緑地の保全及び緑化、並びに都市公園の適切な管理を一層推進したいという思いがある。

公園と言えば、誰もが人生の中で一度は利用したことのある場所であると思うが、そもそも公園とは具体的にどのような場所なのだろうか。人によってそのイメージは違ってくるだろうが、辞書・事典で「公園（こうえん）」を引いてみると、現在の公園の定義を確認することができる。まず、広辞苑では以下のように定義されている。

「公衆のために設けた庭園または遊園地。法制上は、国・地方公共団体の営造物としての公園（都市公園など）と、風致景観を維持するため一定の区域を指定し、区域内で種々の規制が加えられる公園（自然公園）とがある。」

次に、日本大百科全書では以下のように定義されている。

「一定の区域を画して、自然景観を美しく快適に保全育成するとともに、公衆の野外レクリエーション利用に供するために設定される公共的な園地で、都市地域を中心に自然地域にわたって国や公共団体が設定管理するものである。」

広辞苑では、公衆のために公開された公園と、法制上の公園という二つの視点から分類して定義されており、日本大百科全書では、公園を、単なる公共的な緑地空間・園地とするのではなく、「国や公共団体が設定管理するもの」と明確に定義している。ここから、日本における公園とは、単に誰もが自由に利用できる場所としてではなく、法制上においての定義が強く、公園の持つ公共性と相まって、行政と強い関わりがあることが分かる。

筆者は、いわゆる首都圏、中でも都心に通勤・通学する人が多い東京のベッドタウンのような場所、いわば東京圏で育った。郊外とも言える場所であるため、天然の自然をはじめ、公園緑地も多く、幼い頃は目的に応じて公園を選びながら、友人や家族とよく遊びに行っていた。そこでスポーツをしていた見知らぬ人と交じって一緒にスポーツを楽しんだこともあり、自然と地域の人との交流ができていたように感じる。このような環境で育った筆者は、大学生の今でも、公園へ足を運ぶことがしばしばあるが、同年代の若者は、それほどでもないようである。公園は、非常に身近な地域資源の一つであり、ここには地域コミュニティ形成への重要な役割があるのではないかと感じているが、そこに若者が少ないのは一つ問題であると考えている。

¹ 国土交通省、報道発表資料、『都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令』及び『都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令』を閣議決定 http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000252.html（2017/11/25 取得）

また、最近では、公園に様々な機能を持たせようとする政府の動きも活発である。特に、東日本大震災をはじめ、熊本地震などの災害を受けての防災公園の整備は顕著であると感じる。

さらに、少子高齢化や人口減少、地方の活性化と大都市のグローバル化、社会資本の整備と老朽化の進行、財政面・人員面の制約の深刻化、人々の価値観の多様化など、それぞれの地域を取り巻く社会状況は大きく変化している。そのような中で、公園をどのように機能させ、公園が今後どのような役割を担っていくべきか考えることは、これからの社会の中で重要なテーマであると感じ、本論文の執筆に至った。

なお、今回取り上げる大宮公園は、埼玉県で最も利用者の多い県営公園であり、都市公園の中でも広域公園にあたる。さらに、現在大宮公園は節目として、大宮公園ランドデザイン検討委員会を設置し、今後の公園のあり方について検討を行っている。このような公園を例として、公園がどのような役割を担っていくべきか考えることは意義があると思ひ、大宮公園を取り上げた。

第1章では、都市公園を含めた公園の歴史について述べた後、現在の都市公園がどのように定義されているのかについて見ていく。さらに、国土交通省による都市公園の類型分けのされ方や、都市公園の持つ機能として、国土交通省が提唱する社会資本のストック効果について見ていく。

第2章では、現在の都市公園が、民間も含め、どのように管理されているのか、また、今後どのような管理の方向性でいくのか等について見ていく。さらに、日本ではあまり見られないパークマネジメントの例として、アメリカのコミュニティガーデンの事例を取り上げる。

第3章では、今回取り上げる大宮公園について、基本的な概要、構成、歴史について、まず述べる。その後、来園者の利用状況を、アンケート調査の結果をもとにまとめる。また、それぞれの公園管理の状況について述べ、収支表をもとに、財政面がどうなっているのかを明確にする。

第4章では、筆者が現地調査を行ったものをもとに、写真と共にその事実と気づきを述べる。

第5章では、政府が示す都市公園を含めた緑とオープンスペースの方向性と、都市公園である大宮公園の方向性をまとめる。

第1章 都市公園

第1節 公園の歴史²

都市公園をはじめとする、いわゆる日本における「公園」は、一体どのような歴史を辿って現在に至るのだろうか。その背景を踏まえておきたい。

日本における公園の歴史は、学問ごと、あるいは公園の定義の仕方によって諸説あるようである。例えば、公園とは、誰もが自由に入れる広い空間であり、遊興・社交・運動が行える広場や樹林といった場所だと考える人にとっては、そのような場所は、日本でも古くからいくらかでも存在していたという結論に至る。このように、機能面から公園を定義すると、公園の発生はどんどん古くまで遡ることができ、いつ誕生したのか分からなくなってしまう。

ただ、江戸時代には、比較的明確に公園自体そのものの始まりを見ることができるようだ。江戸時代の行楽地では、町人の生活の向上を背景に、徳川吉宗が、品川御殿山、中野桃園、飛鳥山、墨田堤などの武家地を町民に開放していた。続いて19世紀前半にかけて、白河の南湖、水戸の偕楽園などの庭園が町民に開放され、実質的には公園的利用が行われていた。また、明治に入ってから、居留外国人による、居留地内における居留外国人専用の公園用地の要求により、公園が設置されている。神戸の外国人居留遊園（1868年）、横浜の山手公園（1870年）、現存はしていないが、北海道開拓史偕楽園（1871年）もそれに該当する。しかし、当時の日本人にとっては、自分の家に庭を持つことは当然のことであり、また、あえて公園を設置しなくても、至る所に緑地・広場があったため、わざわざ公園を設置する意味が理解できなかつたようである。

さて、制度として公園が設置されるようになったのは、1873年1月15日の太政官布告第16号「社寺其ノ他ノ名区勝跡ヲ公園ト定ムル件」によって、公園が公的施設として明記されてからのことである。以下は、小野の『公園の誕生』より抜粋した、その本文である。

「三府を始、人民輻湊ふくそうの地にして古来の勝区名人の旧跡等、是迄群集遊観の場所（東京に於ては金龍山浅草寺きんりゅうざんせんそうじ、東叡山寛永寺境内とうえいざんかんえいじけいだいの類、京都に於ては八坂社清水の境内嵐山の類、総て社寺境内除地或は公有地の類）従前高外除地に属せる分は、永く万人偕楽の地とし、公園あいきだめらるべきと可被相定あいきだめらるべきに付、府県に於て右地所を択ひ、其景況巨細取調図面相添え、大蔵省うかがいへ可伺いずべきこと出事」

布告の内容をごく簡単にまとめると、これから公園という制度を発足させるので、それ

² 相賀徹夫 編（1986）『日本大百科全書 8』小学館 P.558

小野良平（2003）『公園の誕生』吉川弘文館 P.10～P.12

下中直人 編（2007）『世界大百科事典』平凡社 P.258

丸山宏（1994）『近代日本公園史の研究』思文閣出版 P.59～P.61

以上を参考に記述している。

に見合う土地を選定して申し出よ、ということである。明治維新は、あらゆる面において欧米の文物・制度の導入を積極的に図った時期であるが、公園に関しても例外ではなく、既に欧米では公共施設として定着していた公園の制度を日本にも取り入れたのである。布告によって定められた当初の公園の考え方は、(1) これまで多くの人々によって野外レクリエーションのために利用されていた名所旧跡、(2) 国有地、(3) 公衆の野外レクリエーションの地区、として県が選定し、大蔵省に申請し、許可を得て、造営物として設置管理するもの、である。

この布告により、1873年3月25日、国内最初の5公園（上野・芝・浅草・深川・飛鳥山）が正式指定され、1887年頃までに、約80ヶ所の公園が全国で設置された。現在の分化した公園の類型に照らしてみれば分かるが、当初の公園は、都市公園的なものや自然公園的なものなどが、区別なく一つのカテゴリーで捉えられていた。

ここまでの歴史を振り返って分かるのは、日本における公園は、都市施設あるいは都市の装置、制度的装置という側面が強いということである。

第2節 都市公園の定義

ここで、今回研究対象とする都市公園が、公園全体の中でどのような位置づけにあるのかを、以下の図1³で確認したい。

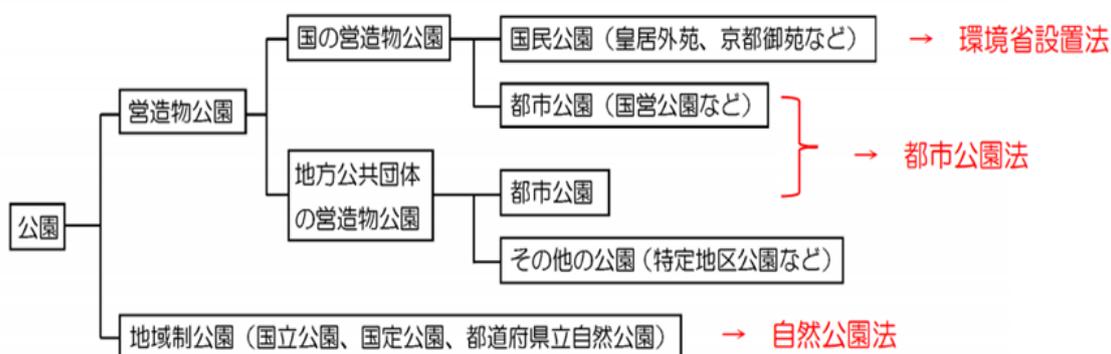


図1 公園の分類

国土交通省「公園化について」より

そもそも都市公園と普通の公園にはどのような違いがあるのだろうか。ただ単に文字だけ見れば似たようなものに捉えられがちだが、行政上は厳密に使い分けられている。都市公園法の第2条⁴では、以下のように定義されている。

³ 国土交通省関東地方整備局 HP、荒川上流河川事務所、『資料—2 公園化について』P.2、http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000637282.pdf（2017/7/1 取得）

⁴ 電子政府の総合窓口、法令検索、「都市公園法」http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=331AC0000000079&openerCode=1#4

「この法律において『都市公園』とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地」

ここから分かるのは、都市公園とは、都市にある公園だから都市公園なのではないということである。また、古い共同体の中で自然発生的に生まれたような伝統的広場や名所も、それだけでは都市公園にはあたらないのである。

また、都市公園は一般公衆の自由な利用に供することを目的として設置される公共施設であることから、都市公園の管理に関して公園管理者が自ら行う行為として、財産の適正管理に係るものや監督処分などの公権力の行使等が都市公園法に定められている。主なものとしては、公園管理者以外の者による公園施設の設置・管理の許可、占用物件の許可、行為の禁止・行為の許可、使用料の徴収、現状回復・監督処分等、が挙げられる⁵。

第3節 都市公園の種類と整備状況

本節では、現在の都市公園の種類分けについて確認する。国土交通省によると、都市公園は、住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで、様々な規模、種類のものがあり、その機能、目的、利用対象等によって、以下の表1⁶のように大きく5類型に類型分けされている。

表1 都市公園の種類

住区基幹公園

街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所あたり面積 0.25ha を標準として配置する。
------	--

⁵ 藤吉信之（2011）『パークマネジメント』学芸出版社 P.31

⁶ 国土交通省 HP、公園とみどり、「都市公園の種類」

http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/syurui/index.html（2017/7/1 取得）

近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カンントリーパーク）は、面積 4ha 以上を標準とする。

都市基幹公園

総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。

大規模公園

広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。

緩衝緑地等

特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合ある

	いは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

国営公園

主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。

また、2015 年度末時点での、種別毎の都市公園等整備状況⁷は、以下の通りである。

表 2 種別毎都市公園等整備状況

	箇所数	面積 (ha)	備考
住区基幹公園	93,013	33,851	
街区公園	85,566	13,897	
近隣公園	5,676	10,174	
地区公園	1,771	9,780	カントリーパーク含む
	(179)	(1,385)	0内の数字はカントリーパークを示す
都市基幹公園	2,163	38,197	
総合公園	1,345	25,495	
運動公園	818	12,703	
大規模公園	216	15,322	
広域公園	210	14,760	
レクリエーション都市	6	561	
緩衝緑地等	11,440	32,864	
特殊公園	1,342	13,602	

⁷ 国土交通省 HP、都市公園データベース、『種別毎の都市公園等整備状況』
http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/t_kouen/pdf/02_h27.pdf (2017/12/10 取得)

緩衝緑地	223	1,738
都市緑地	8,482	15,661
都市林	146	798
広場公園	303	137
緑道	944	928
国営公園	17	3,891
合計	106,849	124,125

また、都市公園等箇所数と面積の推移について、国土交通省のデータを見てみると、1960年時点⁸では、都市公園の箇所数は約 4,511 箇所、面積は約 1 万 4,388ha、1 人当たり都市公園等面積は約 2.1 m²/人だったのに対し、2015 年時点では、箇所数は約 23 倍、面積は約 8 倍、1 人当たりの都市公園等面積は約 5 倍にのぼっている。ここ 10 年でも、以下の表 3⁹を見て分かるように、都市公園の箇所数、面積ともに、徐々にではあるが増え続けており、1 人当たりの都市公園等面積も増加し続けている。

表 3 都市公園等箇所数・面積推移表

	箇所数	面積 (ha)	1 人当たり都市公園等面積(m ² /人)
2005 年	91,663	109,178	9.1
2006 年	93,399	111,307	9.3
2007 年	95,207	113,207	9.4
2008 年	96,808	114,990	9.6
2009 年	98,568	116,667	9.7
2010 年	99,874	118,056	9.8
2011 年	101,111	119,016	9.9
2012 年	102,393	120,217	10.0
2013 年	104,099	121,473	10.1
2014 年	105,744	122,839	10.2
2015 年	106,849	124,125	10.3

表 2 で、最も箇所数が多いのは、街区公園である。街区公園は、表から分かるように、

⁸国土交通省 HP、都市公園データベース、『都市公園等の面積・箇所数の推移』
http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/t_kouen/pdf/01_h27.pdf (2017/12/10 取得)

⁹国土交通省 HP、都市公園データベース、『都市公園等の面積・箇所数の推移』
http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/t_kouen/pdf/01_h27.pdf (2017/12/10 取得)
を参考に作成。

街区に居住する人の利用を考えて造られているため、最も身近な公園と言えるのではなかろうか。1人当たり都市公園等面積が増えており、数字だけで見れば、昔に比べて都市公園は人々にとってより身近なものになっているはずだが、体感として実感している人は多くないのではないだろうか。

第4節 都市公園の機能

日本は、戦後復興から高度成長を経て、変化する時代の要請に応えるべく、産業基盤（道路や港湾、空港等）や生活関連基盤（公営住宅や下水道、都市公園）等の社会資本の整備を推し進め、社会資本を積み重ねてきた。そのような背景を踏まえ、国土交通省は、今後幅広い国民生活や社会経済生活を支えていくためには、社会資本整備がその本来の役割であるストック効果を最大限発揮していくことが求められるとしている。

国土交通省が掲げる社会資本整備による効果には、フロー効果（公共投資により派生的に創出される生産、雇用、消費等の経済活動により経済全体が拡大する効果）とストック効果（整備された社会資本が機能することによって、整備直後から継続的に中長期にわたり得られる効果）があるが、社会資本の整備は、その多くはフロー効果に着目されがちであるという。しかし、今後も国民生活や社会経済活動を支えていくためには、社会資本整備が、その本来の役割であるストック効果を最大限発揮できるよう取り組む必要があり、都市公園の多様なストック効果をより高め発揮するためには、地域の実情に応じて取組を推進することが必要であるとしている。

都市公園は、多様な機能を有しているため、そのストック効果も多様であるが、国土交通省は、既存の都市公園等の価値の例などを参考に、都市公園のストック効果を大きく3つに分けたうえで、さらに細かく、以下の9つに分類、整理している¹⁰。

表4 都市公園のストック効果

社会資本のストック効果	都市公園のストック効果
<p>～安全・安心効果～</p> <p>地震、津波、洪水等への災害安全性を向上させ、安全・安心を確保する効果</p>	<p>①防災性向上</p> <p>災害発生時の避難地、防災拠点等となることによって都市の安全性を向上させる効果</p>
<p>～生活の質の向上効果～</p> <p>衛生状態の改善、生活アメニティ向上などの生活水準の向上に寄与し、</p>	<p>②環境維持・改善効果</p> <p>生物多様性の確保、ヒートアイランドの解消等の都市環境の改善をもたらす効果</p> <p>③健康・レクリエーション空間提供効果</p>

¹⁰ 国土交通省 HP、新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について、『都市公園のストック効果向上に向けた手引き』P.6 <http://www.mlit.go.jp/common/001135262.pdf> (2017/11/10)

<p>生活の質を高める効果</p>	<p>健康運動、レクリエーションの場となり心身の健康増進をもたらす効果</p> <p>④景観形成効果 季節感を享受できる景観の提供、良好な街並みの形成効果</p> <p>⑤文化伝承効果 地域の文化を伝承、発信する効果</p> <p>⑥子育て、教育効果 子どもの健全な育成の場を提供する効果</p> <p>⑦コミュニティ形成効果 地域のコミュニティ活動の拠点となる場、市民参画の場を提供する効果</p>
<p>～生産拡大効果～</p> <p>移動時間の短縮、輸送費の低下等によって経済活動の生産性を向上させ、経済成長をもたらす効果</p>	<p>⑧観光振興効果 観光客の誘致等により地域の賑わい創出、活性化をもたらす効果</p> <p>⑨経済活性化効果 企業立地の促進、雇用の創出等により経済を活性化させる効果</p>

これらのストック効果の中でも、特に①の防災性向上に関しては、現在非常に関心が高まっていると感じる。東日本大震災や熊本地震など、災害が相次ぐ中、公園がその避難場所としての役割を果たせるようにしていくことは、災害大国日本において、意義があると思う。外国人観光客でも、公園であれば、似たような建物が多い東京等でも分かりやすいのではないだろうか。

この防災面に関しては、国土交通省も個別施策として防災公園の整備を推進している。これは、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者を收容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する地域防災計画等に位置づけられる都市公園等について緊急的に整備を推進しているものである¹¹。

特に防災公園として整備されている公園の一つに、東京都江東区有明にある東京臨海広域防災公園が挙げられる。東京臨海広域防災公園は、首都直下地震等の大規模な災害発生時に、現地における被災情報のとりまとめや災害応急対策の調整を行う「災害現地対策本部」等が置かれる首都圏広域防災のヘッドクォーター及び広域支援部隊等のベースキャンプ、災害医療の支援基地として、東扇島地区（川崎市）の物流コントロールセンターと一体的に機能する防災拠点施設となっている。事業にあたっては、平常時の活用も考慮して、

¹¹ 国土交通省 HP、公園とみどり、「防災公園の整備」http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/kobetsu/index.html（2017/12/10 取得）

都市公園事業により国土交通省と東京都が役割分担を行い、次の3つのように整備されている。1つ目は、平常時には関係機関が連携して防災に関する情報交換や各種シミュレーション・訓練など、発災時に備えた活動を行う場。2つ目は、広く国民がさまざまな体験・学習・訓練を通じて、防災への関心を高め、実際に災害に対応できる知識や知恵、技術、自助・共助の心を習得する場。3つ目は、臨海副都心の都市集積・集客性を生かした魅力ある空間である。

具体的な平常時の機能としては、関係機関による防災情報の交換や各種訓練など、発災時に備えた活動や、来園者を対象とする体験・学習・訓練の実施、臨海副都心の都市集積・集客性を生かした情報発信・レクリエーションの提供、東京臨海部の緑の拠点機能が挙げられる。発災時には、現地対策本部の設置、被災時の情報収集・集約、関係機関との連絡調整、応急復旧活動の指揮、自衛隊、消防、警察などの広域支援部隊等のベースキャンプ機能等、救助活動、医療活動の情報共有化、トリアージの実施のための資機材・設備の提供等が行われるようになっている¹²。

平常時にも、来園者に対して防災意識を高める活動を提供できるようにすることで、ただ単に憩う場、遊ぶ場としての公園だけでなく、今後の時代に即した新たな機能・効果を持ちわせた公園になっているのではないだろうか。国土交通省がストック効果を示したことで、今後もそのような公園が増えていくのではないかと考えられる。

¹² 東京臨海広域防災公園 HP、ご利用案内、「公園について」
<http://www.tokyorinkai-koen.jp/info/about.php> (2017/12/10 取得)

第2章 都市公園の管理

第1節 指定管理者制度¹³

日本において、官民が連携して都市公園の管理運営を行おうとしたとき、まず挙げられる制度として、指定管理者制度がある。指定管理者制度は、公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業、財団法人などその他の団体に包括的に代行させることができる制度である。住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成することを目標としている。

都市公園においては、2003年度の地方自治法改正により指定管理者制度が導入され、国土交通省による都市公園の管理運営における指定管理者導入の現況調査（2011年度末）によると、全国で10万1,111箇所ある都市公園のうち、11.5%にあたる1万1,639箇所において指定管理者制度が導入されている。また、同調査によると、指定管理者となっている団体は1万1,993団体あり、そのうち58.3%を財団法人が占め、次いで、民間企業が32.0%を占めている。

官民連携手法の導入により都市公園の管理運営の効率化と魅力向上を両立するためには、地域や都市公園の特性に応じた民間事業者の権限・義務の拡大など、官民の役割分担の適正化や、指定管理者に対する業務評価の適切な実施が重要であり、これらの考えを官民連携の手法に適用していくことが望まれる。

「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（2003年7月17日総務省自治行政局長通知）及びこれを踏まえた各地方公共団体の公表資料等によると、指定管理者制度の目的（メリット）としては、性能発注と中長期的にわたる業務期間、包括的な業務実施等による、「①住民サービスの質の向上」と「②行政の経費節減」の2つが挙げられている。

従前の管理委託や業務委託は、行政があらかじめ定めた仕様に沿って発注する方法（仕様発注）であった。これに対して、指定管理者制度の場合、行政は必要とされるサービスの水準のみを民間事業者に提示し、具体的な工法や実施手順については民間事業者の提案に委ねるという方法（性能発注）が可能となる。このため、民間の発想を生かした経営効率化の手法の導入や利用者に対する接客やサービス提供のノウハウの発揮等により、民間事業者の能力を最大限に引き出し、公共サービスの質の向上が期待できるとしている。また、都市公園における指定管理者制度では、3年～5年程度の事業期間が設定されることが多く、民間事業者の投資によって魅力ある施設・設備等を整備し、そこから得られる収

¹³ 国土交通省 HP、公園とみどり：「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」、『官民連携による都市公園魅力向上ガイドライン』
<http://www.mlit.go.jp/common/001136186.pdf>（2017/11/25 取得）を参考に記述。

入をもって投資資金を回収していくという方策も考えられる。

以上のことから、都市公園においても、指定管理者制度を活用することにより、サービスの質の向上、新たなサービス・プログラムの提供等を通じ、魅力向上が図られることが期待できるとされている。

さらに、行政の経費削減という観点から見れば、従来管理委託とは異なり、施設全体の管理運営を包括的に民間事業者へ委ねることが可能となったことから、都市公園の管理運営に係る経費節減について、民間事業者のノウハウを活かせるという利点が期待できる。

一方で、指定管理者制度の導入に際しての留意点もある。まず、民間事業者のノウハウ活用による都市公園の魅力向上を期待できる一方、地方公共団体としても事業者選定の準備・実施から事業期間中のモニタリングに至るまで新たな業務が発生することがある。また、指定管理者制度導入のメリットとして、経費節減のみが強調されがちだが、都市公園の魅力向上を図るためには、必要な管理水準を担保するための経費を確保しなければならないことに留意する必要がある。さらに、指定管理者の指定期間は3～5年間で設定されるケースが多く、指定期間満了の際には指定管理者が交代することが想定されるが、指定管理者の交代による都市公園の魅力向上に関するノウハウの断絶を防ぐためにも、新旧事業者間で引き継ぐべきノウハウと、各民間事業者が創意工夫を発揮すべき分野をあらかじめ区分し、円滑な移行ができるような工夫が必要である。

第2節 パークマネジメントとは¹⁴

パークマネジメント（公園管理運営）について、田代は以下のように定義し、その目標をこう述べている。

「パークマネジメントとは公園というライフスタイル実現の場を創り、守り、育てるための総合的なシステムであり、複合的な事業執行のプロセスで、構想段階、設計・施工段階、管理運営の諸段階に区分される。特に特定公園の管理運営の段階に必要な資金（予算）、人事（スタッフ）、資源（施設）を効率的に運用してゆくための仕組みを公園経営という。また行政（都道府県、市町村）においてすべての公園に対する全体的な仕組みを公園経営システムという。全国の自治体は公園経営という視点で住民参加方式でマネジメントプランを策定し、さらに個別の公園のマネジメントプランを策定し、都市生活の活性化という視点から広域的連携のもとで実践し、常に仕事の結果を検証し、学習し、評価することがパークマネジメントの構築に最も効果的な礎となるであろう。この仕組みを実現することによる最終的な目標は、すべての居住者がアワーパーク、マイパークを共有し、高いライフスタイルを享受できるまちを実現することである。」

¹⁴ 田代順孝（2011）『パークマネジメント』「今求められるパークマネジメント」P.3
辰巳信哉（2006）『公園管理運営マニュアルの作り方』学芸出版社 P.3
以上を参考に記述。

パークマネジメントという概念は、もともと公園の本家である、イギリス、アメリカ、オーストラリアなどで成立・発展してきたものであり、日本では比較的最近普及し始めた。

公園の管理は、第1章で確認したように、極めて公共性の高い事業である。また、第1章第1節の公園の歴史の中でも述べたように、太政官布達により、「古来より人々が群集する遊観の場所」を、公園として指定することによって日本の公園制度の歴史は始まった。地域の人々の生活の中に結び付き、生活に刻まれた土地が「地域資産」として公園地に指定された。その後、大きく変動する社会と時代の中で多くの公園が生まれ、法律や政策によって多様な公園が作られ、守られ、「公共資産」として公園が育まれてきた。そして現在、公園は管理運営の時代を迎え、“モノ”のメンテナンスから、“モノとコト”のマネジメントへと展開してきたのである。公園づくりも、地域性や時代性を踏まえ、一つ一つの公園のもつ資源の個性を活かした空間づくりとプログラムづくりによる利用サービスの向上、効率的な運営管理によって、利用者や市民の期待に応えるとともに、地域コミュニティや企業、あるいは産業活動との連携などによる「民」との共創が求められている。

近年、地方行政を取り巻くあらゆる事情から公園の管理運営が整備と切り離され、行政執行の効率化、合理化の観点から指定管理者制度の導入を契機として、管理運営事業の民間委託という形式が急速に浸透し、大規模公園から街区公園に至るまで、新しい仕組みで取り組むことが地方行政の主要な柱となり、地域住民による参画や民間事業者とのパートナーシップの手法開発が急務となってきた。しかしその一方で、管理運営に関する思想や技術の体系は確立しておらず、試行錯誤で取り組みが始められている段階にある。

日本では、第2次世界大戦後、公園緑地の管理に対しては、緊急失業対策事業が投入され、公園緑地の復興に寄与した反面、非熟練労働者の就労の場を確保することが先決であり、一貫して労働政策として取り組まれた。歴史的背景から見ても、「管理」主体になりがちだった日本の公園が、ようやく「運営」「マネジメント」へと向き合うことにより、本来の姿に戻りつつある段階にある。

第3節 海外では¹⁵

公園先進国といわれるイギリス、アメリカにおいて公園のマネジメントは都市政策の中でも重要な役割を担ってきているようである。都市公園は、コミュニティにおけるライフスタイル形成の拠点、あるいは都市生活を送る上で不可欠な施設として認知されている。近年、両国とも地方自治行政のシステムが大きく変わり、自治体の管理する公共施設の管理体制の見直しが急速に展開されている。

イギリスでは地方自治体の重要な事業としてパークマネジメントが位置付けられ、マネ

¹⁵ 田代順孝（2011）『パークマネジメント』「今求められるパークマネジメント：世界のパークマネジメント」P.13

赤澤宏樹（2011）『パークマネジメント』「アメリカの公園利用を通じたコミュニティづくり」P.80

以上を参考に記述している。

ジメントプランに基づいた事業展開が進み、公園の再オアシス化がなされた。アメリカでは自治体のパークアンドレクリエーション部局の直営的な事業として展開されているが、近年、民間団体が開発したマネジメントシステムを導入したり、事業そのものを委託したりするケースも増えてきており、コンサルタントなどの専門家、市民、企業スポンサーなど、さまざまな主体を取り込んだシステムが構築されつつある。イギリスは行政主導を守り、アメリカは民間移行を模索している。

ここで、欧米諸国の中でも特に公園の利用開発が盛んなアメリカの例を挙げたい。それは、1973年、ニューヨークのマンハッタン・ロウアーイーストサイドで起こった“グリーンゲリラ”の活動を発端とするコミュニティガーデンである。現在、地域住民が地域社会のために活動することを前提として広く展開しており、地域ごとに園芸活動主体、交流イベント主体、文化イベント主体など異なる形態をとるが、その作り方は徹底して地域住民のアイデアと発意によるものになっている。住民、もしくは住民が賛同する外部グループのアイデアから住民のリーダーシップが生まれ、会合を重ねるうちにどこをどのようにしてコミュニティガーデンにするかという行動に繋がり、公式なコミュニティ活動としてガーデンを開園するに至るよう、コミュニティ育成のカリキュラムが組まれている。

これまで日本の公園の利用開発では、公園での活動を行政が提示することも多かったが、アメリカのコミュニティガーデンではそのような形の支援はとられない。また、コミュニティガーデンの多様な利用者として、アーティストやユースセンター、学校、障害者、女性団体、教会や病院が想定されるが、加えて、警察や銀行、地域の小売業者などの地域における多様な主体とも WIN-WIN の関係でつながることが想定されている。これは、地域住民が日常的に集まる場があることで、警察にとっては防犯活動の代替になり、銀行にとっては経済開発になり、地域小売業者にとっては宣伝の場や消費の裾野の拡張になるとの認識である。近年は、コミュニティガーデンのこのような価値に注目し、コミュニティガーデンもあわせて整備することで、アパートメントや駐車場の価値を保とうとする民間デベロッパーも現れてきている。

第3章 大宮公園の多機能性

第1節 大宮公園の概要と構成

都市公園の中でも広域公園に分類される大宮公園は、JR 大宮駅から東北へ約 1.5km に位置し、1885 年に太政官布達により、氷川神社境内の一部として、氷川公園の名称で開園した。1898 年から県が管理することとなり、その後、日本の公園の父と称される本多静六による改良計画の結果、現在の大宮公園の原形となった。本多静六が同じく設計した、日本初の洋風近代式公園とされる日比谷公園が開園したのは 1903 年であるため、大宮公園は日比谷公園以上の歴史と伝統を持つ公園でもある。



写真 1 大宮公園 2015/4/1 筆者撮影

なお、それぞれの公園とその周辺の位置関係は図 2 のとおりである。



図 2 大宮公園周辺図 Google Map より

大宮公園は、現在、埼玉県が運営する公園の中では最も長い歴史を持つ公園であり、県内で最も利用者の多い県営公園である¹⁶。体育館、小動物園、児童遊園地、日本庭園、野球場、弓道場、水泳競技場、陸上競技場及び双輪場、サッカー場、歴史と民俗の博物館、駐輪場、大宮第 2 公園、大宮第 3 公園といった、多くの施設を備えており、桜の名所として

¹⁶埼玉県公式 HP、「大宮公園」、<https://www.pref.saitama.lg.jp/omiya-park/> (2017/10/1 取得)

も有名で、シーズンになると多くの屋台が公園内に並び、多くの花見客で賑わいを見せている。(写真1)

また、氷川神社に隣接しており、近くには外国人も多く訪れる大宮盆栽村があることから、観光面から見ても立地に恵まれていると言える。

大宮第2公園には、22面のテニスコートや軟式野球場といったスポーツ施設をはじめ、茶室や公園ギャラリー（展示スペース）、チビッコ広場、多目的広場、遊水池広場（芝川見沼第7調節池）などの施設が整備されている。園内の見どころとして520本の梅が植えられており、2月には毎年恒例となっている梅まつりが催されている¹⁷。

大宮第2公園は、すぐ近くを流れる芝川が増水した際、河川の氾濫を防ぐための調節池としての役割も担っている。芝川は荒川水系で、埼玉県桶川市北一丁目地内を水源とし、川口市領家地内において荒川に合流する一級河川¹⁸である。流路延長は約35km（このうち一級河川としての指定区間は約26km）、流域面積は約117km²となっている。(写真2)



写真2 芝川 (2016/4/29 筆者撮影)

ここで、芝川第7調節池について詳しく見てみたい。右の写真の看板によると、そもそも調節池とは、台風や梅雨前線などの大雨のとき、川上や川下での氾濫を防ぐために川の水を池に一時貯めて水量を調節する施設である。また、この芝川第7調節池に関しては、平常時には水と緑のある都市空間と快適な環境を保全するものでもあるという。面積は8万9,700m²（右岸6万1,800m²、左岸2万7,900）で、貯水容量は36万9,000（右岸28万5,000m²、8万4,000m²）である。調節方式は、溢流堤による高水位調節という方式を採用している。(写真3)

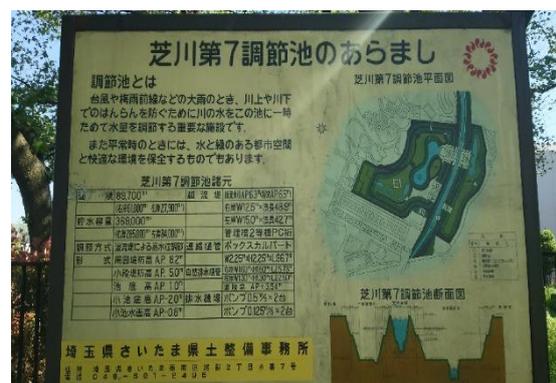


写真3 芝川第7調節池のあらまし

(2016/4/29 筆者撮影)

通常時の平日の朝は、ジョギングをする人や犬を散歩させる人の姿が多く見られる。休日になると、晴れた日には多くの家族連れが



写真4 大宮第2公園 (2016/4/29 筆者撮影)

¹⁷ 大宮第二・第三公園、「公園概要」、<https://www.omiya2-3.com/公園概要-1/大宮第二公園の概要/> (2017/11/10)

¹⁸ 河川法上の河川の一つ。国土保全または国民経済上、特に重要な水系であると政令で指定したなかで、国土交通大臣が指定する一級水系に係わる河川のこと。

スポーツを楽しむ様子がよく見られる。公園の真ん中にある、深さ 1.2m ほどの遊水池広場（芝川見沼第 7 調節池）は、「ひょうたん池」と呼ばれ、人々に親しまれており、そこで釣りを楽しむ人の姿が多く見られる。（写真 4）

さらに、芝川の左岸の調節池も、普段はお年寄りが釣り竿を持って集まり、釣りを楽しむ場となっている。また、休日になると、小中学生の子供も、遊び場としてよく利用している。（写真 5）



写真 5 芝川左岸調節池（2016/4/29 筆者撮影）

芝川の調節池として、1982 年に最初に完成したのが、大宮第 2 公園内にある芝川第 7 調節池であるが、その大宮第 2 公園の周りにも調節池の機能を果たしている場所がある。大宮市民体育館前にあるグラウンドもそのうちの 1 つで、普段は、グラウンドとしてさいたま市大宮体育館が管理している。休日には地域の少年野球チームや少年サッカーチームが練習の場として利用している。（写真 6）



写真 6 大宮市民体育館前グラウンド
（2016/5/5 筆者撮影）

また、大宮第 2 公園内には、調節池としての機能を持ち合わせていることが分かるものが至る所に設置されている。公園ポンプ場や、非常災害用発電室、連絡桶管などである。

大宮第 3 公園は見沼田んぼの自然と景観を活かした、木と草の「緑」、沼や流れの「水」、大地の「土」、太陽の「光」をテーマにしてつくられており、テーマに沿って、園内には、みぬまの広場、みぬまの沼、みぬまの森、野鳥観察舎、光の門、水のガゼボ、土のガゼボ、緑のガゼボ¹⁹といった施設がある。地震など災害がおこった際の避難場所や活動拠点となる防災機能も備えている。

大宮公園に関しては、多くの施設が備わっていることから、どちらかと言えば非日常的な空間を味わうことができる空間になっているのではないだろうか。一方で、大宮第 2・第 3 公園は、大きな広場があることから、様々な利用目的に対応できるため、より地域住民に親しまれやすい印象を受ける。

¹⁹ 「ガゼボ」とは、洋式庭園や景観地などにある東屋や見晴台のことを言う。 <https://kotobank.jp/word/%E3%82%AC%E3%82%BC%E3%83%9C-681073#E3.83.87.E3.82.B8.E3.82.BF.E3.83.AB.E5.A4.A7.E8.BE.9E.E6.B3.89>（2017/11/23 取得）

第2節 大宮公園の歴史²⁰

大宮公園の前身は、マツの生い繁った氷川神社の境内地で、宮山といわれた。その後、太政官公布によって、公園化するための借楽遊園となり、1882年には、埼玉県令吉田清英が、1000本余りの桜を植えこんだ。氷川神社は2000年以上の歴史を持つといわれ、また大いなる宮居として大宮の地名の由来ともなる国内屈指の古社である。氷川という名称は、「水」に由来するといわれ、大宮台地端部の湧水が信仰の対象であったと考えられる。

1885年～1904年は、文人墨客に愛された時代と言える。明治政府の近代化政策により、鉄道網の整備が開始された。江戸時代は門前町や宿場町として栄えてきた大宮町ではあるが、明治に入り鉄道が整備される一方、駅は建設されず、町の衰退が懸念された。上野～熊谷間の鉄道開通時に大宮には駅がなかったことから、大宮町の町勢振興を求める地元有志により、大宮駅の設置と氷川神社旧境内地の本格的な公園化が懇願された。正岡子規、夏目漱石、樋口一葉、永井荷風など奥の明治の文豪がこの地を訪れ、作品に描いている。大宮町の発展を期待する地元の強い要望により、氷川公園と鉄道駅の誘致が成功し、東京から文人墨客や多くの観光客が訪れる野趣豊かな行楽地として繁栄したのである。

1905年～1921年には、交通網の整備や余暇の活用に伴い、明治末から昭和初期にかけて観光ブームが到来した。開園後20余年を経た大宮公園も来園者の増加と共に、休憩施設や運動場の整備に対するニーズが高まった。氷川神社を中心に、広場や水辺、運動施設など、大宮公園における土地利用の礎が定まると共に、自然景観の保全、官民連携、公園における経済振興など、現代にも通じる公園政策が策定された。

1922年～1964年は、本多静六博士らの改良計画を基に、関東一のスポーツの殿堂を目指して改良計画が推進された。幻の東京オリンピックにより、更に運動公園化への動きが強まった。終戦後は、高度経済成長、東京オリンピックの誘致などを受け、スポーツ施設が拡充される時代を迎える。幻の東京オリンピックや東京オリンピックの開催など、その時代毎の背景や要請により、現在の大宮公園を形作るスポーツ施設の拡充が進展した。1964年以降は、含翠楼、遊園地ホテルが取り壊され、明治大正期の行楽的な要素が喪失した。

1965年～2016年は、高度経済成長期以降、大宮区周辺は東京のベッドタウンとして急激な市街化が進んだ。社会の成熟化や市民ニーズの多様化に加え、自然環境の重要性が見直された時代である。大宮公園で進められた施設拡充の時代を経て、自然環境保護（見沼田圃）の観点から、第2・第3公園の整備が進められた。

以下は、大宮公園ランドデザイン検討委員会の、第1回検討委員会資料²¹を参考に作成

²⁰ サンケイリビング編・秋葉一男『埼玉ふるさと散歩』さきたま双書 P.37

埼玉県公式 HP、大宮公園ランドデザイン検討委員会、『第1回検討委員会資料（本編）』P.2～P.6、<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1105/documents/iinnkaisiryohonpen.pdf> (2017/11/23 取得)

以上を参考に記述している。

²¹ 埼玉県公式 HP、大宮公園ランドデザイン検討委員会、『第1回検討委員会資料（本編）』<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1105/documents/iinnkaisiryohonpen.pdf> (2017/11/23 取得)

した、大宮公園とその周辺の略年表である。

表5 略年表（大宮公園及び周辺）

年号	大宮公園及び周辺整備に関する出来事
第5 第孝昭天皇時代	氷川神社御創立
第45 第聖武天皇時代	武蔵一宮と定められる
1667年	社頭整備、社殿建立
1868年	神仏分離令に伴い氷川神社境内地の一部が官有地化 氷川神社親祭の詔、明治天皇行幸、御親祭執行
1871年	官幣大社に列せられる
1873年	太政官布達第十六号（公園設置に関する候補地の申し出）
1880年	桜や楓、松などの植栽
1884年	吉田県令宛に公園設置の請願、国からの氷川公園建設の許可
1885年	大宮駅開業、現 東北本線開通、氷川公園開園
1898年	県立公園化
1905年	公園拡張や運動場などの整備に対する意見書が県議会提出され可決
1908年	幼少の昭和天皇や秩父宮も学習院の遠足で茸狩りに訪れるなど、東京からの一大観光地としての地位を確立
1911年	整備拡張計画の立案、予算化
1913年	長岡安平らへの公園拡張計画の作成依頼と水害による頓挫
1921年	本多静六博士による「埼玉氷川公園改良計画」の策定 大宮遊園地ホテル開業
1923年	関東大震災発生による改良計画の頓挫
1930年	関東一を誇るスポーツの伝道かを目指す
1934年	野球場完成、日米親善野球開催
1935年	遊園地ホテルで盆栽村誕生十周年記念盆栽大交換会 舟遊池完成
1936年	幻の東京五輪に伴う双輪場整備
1939年	双輪場完成
1940年	陸上競技場完成
1941年	太平洋戦争突入に伴う体育大会中止
1948年	「埼玉県立大宮公園」に公式名称統一
1955年	弓道場完成
1960年	旧サッカー場完成

1965年	「見沼田圃農地転用方針」の決定
1971年	県立博物館（現 歴史と民俗の博物館）開館
1972年	体育館完成
1980年	第2公園開設、供用開始
1989年	日本の都市公園100選
1990年	さくらの名所100選に選定
1992年	現 野球場完成
1993年	双輪場スタンド完成
2000年	舟遊池貸しボートの営業終了
2001年	第3公園開設、供用開始
2007年	NACK5 スタジアム完成
2013年	小動物園の獣舎の改築開始

年表を見ても分かるように、終戦後、高度経済成長、東京オリンピックの誘致などを受け、弓道場や体育館、野球場、NACK5（サッカー場）など、スポーツ施設が拡充されている。年表の出来事から、長い歴史の中で、それぞれの時代背景と人々の要求に合わせて、大宮公園が変化してきたことが分かる。

第3節 来園者利用状況²²

埼玉県都市整備局は、2017年1月7日、1月26日、2月21日、2月26日の各日について、概ね9:30、10:30、11:30、12:30、13:30、14:30時点に大宮公園（以下、区別するため第1公園とする。なお、総称を大宮公園とする）、第2公園又は第3公園に滞在していた利用者を対象に来園者アンケート調査を実施している。そのうち1月7日は土曜日、2月26日は日曜日である。回答者数は計704人であり、男女の構成比は、それぞれ46.2%、53.8%となっている。以下で、この調査結果を述べる。

利用頻度は、総数では「ほとんど利用しない（年に数回）」が最も多く4割弱で、「よく利用する（週に数回）」「たまに利用する（月に数回）」はそれぞれ3割程度となっている。男女別では、男性で「よく利用する」割合がやや高く、女性はやや低い。公園別では、第1公園では「たまに利用する」割合が低く、「ほとんど利用しない」割合が高くなっており、特に第1公園の女性は「よく利用する」「たまに利用する」割合がともに低く、「ほとんど利用しない」割合が特に高くなっている。一方、第1公園の男性は「よく利用する」割合は高くなっている。第1公園は、女性にとって、やや「たまに利用する」先の選択肢としての可能性が低く、「ほとんど利用しない」状況にあると考えられる一方、調査当日には回

²² 埼玉県公式HP、大宮公園ランドデザイン検討委員会、『第1回検討委員会資料 資料編【P.40～P.64】】P.47～P.51、<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1105/documents/siryouhen2.pdf>（2017/11/23取得）をもとに記述。

答者として「ほとんど利用しない」人が高い割合で居たことになる。第2・第3公園は、男女とも「たまに利用する」割合が高く、第1公園とは逆に、女性の方が「よく利用する」割合が高く、男性の「ほとんど利用しない」割合が高い。

利用時間帯については、9:30～14:30 までの毎 30 分 6 時点の調査であるため、同時間帯を含む日中の利用者に偏る傾向は想定されるが、「日中（9:00～16:00 くらいまで）」の割合が9割、「朝（～9:00 くらいまで）」が1割強、「夕方・夜（16:00～）」は1割未満となっている。男女別では、女性は「日中」利用が高く、男性は「朝」「夕方・夜」利用が高くなっている。公園別では、第2・第3公園の「日中」「朝」の割合がやや高くなっており、特に第2・第3公園の女性の「日中」利用の割合は高い。女性は「日中」利用が高く、男性は「朝」「夕方・夜」利用が高くなっている。公園別では、第2・第3公園の「日中」「朝」の割合がやや高くなっており、特に第2・第3公園の女性の「日中」利用の割合は高い。

利用目的としては、「散歩」が最も多く、「花や植物などの自然鑑賞」「運動（ランニング等）」「子供の遊び場」などと続いている。その他の利用目的は、動物園、梅まつり、野鳥観察、観戦、初詣などが見受けられる。

この公園にほしいもの・機能を尋ねたところ、「このままでよい」が最も多く、60代以上では5割である。「カフェ（飲食店等）」を求める意見も全体で3割以上、20～50代女性では5割以上となっている。「コンビニなどの売店」も全体で2割以上、30～40代女性で3割以上。その他各種施設を求める意見も1割前後となっている。

これからの大宮公園に期待すること、改善してほしいことについて自由記述で意見を求めたところ、記載内容を整理すると以下のとおり、「このまま」が最も多く、「トイレ」「駐車場」「子ども」「園路・道路・アクセス」「ゴミ」「植栽管理等」「サイン」「カフェ等」「カラス」に係る事項などが続いている。公園別×男女別に見ると、上位の「このまま」「トイレ」「駐車場」「子ども」「園路・道路・アクセス」では第2・第3公園の女性がやや多く、「ゴミ」「植栽管理等」「サイン」「カフェ等」「カラス」は第1公園の男女でやや多くなっている。

第1公園を「ほとんど利用しない」人が多いのに対して、第2・第3公園を「たまに利用する」人の割合が高いのは、第2・第3公園のほうが、広場になっているため、利用目的の幅が広いからではないだろうか。また、第1公園は駅近くで、氷川神社とも隣接しているため、まち歩きのような観光目的で公園に寄ったケースも考えられる。さらに、多くの施設が備わっていることから、それらを利用したついでといった、どちらかと言えば一見さんが多い印象である。一方第2・第3公園は、駅からもやや離れており、周りは住宅のため、地域の人が利用しやすいという点が考えられる。また、これからの大宮公園に期待するものという自由記述で、カフェやコンビニといった、より現代的な要求があり、大宮公園の時代の要請への対応が追いついていない部分があると感じる。第1公園内には売店はあるのだが、昭和の香り漂う古い売店ばかりで、若者が利用したくなるような雰囲気ではない。そのままでもいいという高齢層が多い一方で、若者～中間年齢層がこのような期待を抱い

ていることに耳を傾けることは意義のあることではなかろうか。

第4節 公園管理と収支状況²³

大宮第1公園は、埼玉県が直接管理している。

下表を見て分かるように、収入の大半は双輪場の競輪開催の2億円ほどであり、収入合計は約2億2,600万円となっている。支出は維持管理費のみで約3億4,700万円、改修などの工事費に約2億2,900万円、光熱水費で約1億円の、合計約6億8,000万円である。収支差額は、マイナス約4億5,400万円となっている。

表6 大宮第1公園収支表

項目	金額（単位：千円）	備考
スポーツ施設収入	219,598	
双輪場	206,251	競輪開催：205,906、練習等利用：345
野球場	7,656	
体育館	2,988	
弓道場	1,033	
水泳競技場	1,670	
花見時期の収入	140	露天商への行為許可
その他催し等の使用料収入	74	十日市：17、初詣：57
売店の使用料	5,935	
収入合計	225,747	
工事費	229,494	
小動物園	106,343	サル舎更新：85,796、園路改修：20,547
野球場スコアボード改修	43,621	
駐車場舗装工	26,370	
双輪場走路補修	24,678	
維持管理費	346,819	
委託料	251,572	清掃・警備委託：58,924 電気施設管理：37,260 園地管理 35,027 小動物園運営委託：31,450 双輪場関係（衛生、点検等）：18,627

²³ 収支表は、埼玉県公式HP、『第1回検討委員会資料 資料編【P.40～P.64】』P.52、<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1105/documents/siryohen2.pdf>（2017/11/23 取得）をもとに作成している。

需要費	31,405	
役務費	9,640	
使賃料	52,248	
備品購入費	1,954	
光熱水費	103,292	
電気代	59,130	体育館・プール：5,756 双輪場・公式野球場：51,983
水道代	33,207	うち下水道代：12,003
ガス代	10,955	
支出合計	679,605	
収支差額	△453,858	△は赤字

大宮第2公園・大宮第3公園の管理は、2010年4月1日から指定管理者制度が導入されたことにより、指定管理者である埼玉県公園緑地協会・埼玉県造園業協会グループが行っている。2015年3月30日までは、アメニス埼玉グループが指定管理者として管理していた。埼玉県では、公の施設の指定管理業務の実施状況及び効果を確認し、問題点を改善することにより、管理状況と利用者サービスを確保するため、モニタリングを実施している。その結果に基づき実施した指定管理者管理運営状況評価の結果が県のホームページ上で公表²⁴されており、大宮第2・第3公園の指定管理者のここ5年間の評価は、すべてA（評価項目の9割以上が「A」）である。

なお、公園収支表は、指定管理者の立場での記載である。収入は、下表の通り、県委託費の約6,800万円、利用料金収入の約2,200万円、自主事業収入の約1,200万円で、収入合計は約1億200万円となっている。支出は園地など管理の約5,200万円など、合計約1億100万円である。収支差額はプラスとなっている。

表7 大宮第2・第3公園収支表

項目	金額（単位：千円）	備考
県委託料	68,170	
利用料金収入	21,819	
テニスコート	18,879	
軟式野球場	359	
茶室	221	

²⁴ 埼玉県公式HP、「指定管理者制度」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/kense/kaikaku/shitekanri/index.html>（2017/11/23 取得）

集会室	214	
放送施設	527	
行為許可	1,619	全国大陶器市：1,138 他 CM 撮影、フリマ等
自主事業収入	11,708	
直営（貸用具）	342	
コインシャワー	150	
バッテリーカー	128	
その他	64	
委託	10,821	
売店（露店）	455	だんご屋（2～3月）
移動販売車	801	
自動販売機	9,565	
雑収入、受取利息等	440	
収入合計	101,697	
人件費	24,303	
光熱水費	6,517	
委託料	10,357	
手数料	3,060	突発的な点検費
園地等管理費	52,038	
その他	4,612	消耗品費、修繕費等
支出合計	100,887	
収支差額	810	

財政状況は、指定管理者が管理している大宮第2公園・第3公園は黒字だが、県が管理している大宮公園は赤字となっている。大宮公園は多くの施設を備えているということもあるため、維持管理費に非常にお金がかかっていることが分かる。

第5節 大宮公園のいま

大宮公園は、現在でも県議会で取り上げられるほど重要な位置を占めている。2015年12月5日の県議会²⁵では、ある議員が、都市整備部長に対して、2016年に開設130周年を迎えるのを前に、今後の大宮公園の魅力アップに向け、施設整備や管理運営にどのように取

²⁵ 埼玉県公式HP、「埼玉県議会」<https://www.pref.saitama.lg.jp/e1601/teireikaigaiyo/h2612-a050.html>（2017/9/30取得）
引用中の省略は筆者による。

り組んでいくのか、という質問をしている。これに対し、都市整備部長は、以下のように答えている。

「・・・大宮公園の魅力アップの取組でございますが、公園の長い歴史を大切にしながら時代のニーズも取り入れ、地域の皆様に、より愛される公園を造っていくことが重要と考えております。そのためには、公園の施設整備や維持管理とともに、『盆栽村』を始めとする公園周辺の集客拠点などと連携して、各種イベントなどの賑わいづくりに取り組み、公園を含む地域全体の魅力アップを図ることが大切でございます。・・・

・・・平成 24 年からは公園管理者、地元自治会、商店街連合会、大宮アルディージャ、東武鉄道などで構成する『大宮公園魅力アップ協議会』を設立して、魅力アップのための意見交換を行ってまいりました。・・・

・・・県では、平成 25 年 7 月、公園の人気施設となっている小動物園動物舎の一部を、鉄の檻から透明の強化ガラスに改修いたしました。利用者の皆様からは、間近に動物が見られると好評を得ております。

また、地元のロータリークラブと連携し、今年 9 月に、開園 130 周年のプレイイベントとなる『ちびっこ集まれ』を園内の児童遊園地で開催いたしました。さらに、周辺の『盆栽村』などと協働して公式のガイドブックを作成し、周辺地域全体の魅力アップに努めているところでございます。

一方で、公園の適切な維持管理も重要でございます。例えば、公園の代名詞ともいえる桜や赤松の老木は、病害虫などにより枯れてしまうものも出てきております。老木の存在は、公園の景観に欠かせないことから、ボランティアとともに樹木の診断や治療などに積極的に取り組むなど、公園全体の保全に努めてまいります。

お話のボートの営業再開は、公園の賑わいづくりにもつながるものと考えますので、協議会の皆様とともに検討してまいります。・・・」

筆者も 2017 年 8 月に大宮公園内の小動物園を訪れたが、透明の強化ガラスになっている箇所があり、確かに間近に動物を見ることができた。ただ、動物舎内、特に鳥舎の清掃が追いついていない印象を受けた。子どもも多く訪れる場所であるため、清潔感を出すことは重要であると思われる。ガラスの部分を変える前に、清掃の部分でお金を使っても良かったのではないかと感じた。

また、公園の適切な維持管理という部長の話の中で、ボランティアが出てきたが、これは桜守ボランティアのことを指していると考えられる。大宮公園の開園 120 周年(2005 年)を契機に、公園のシンボルである、「サクラとアカマツと水辺の風景」を次世代に継承するため、過密で老齢化の進むサクラの樹木が健全に育成する環境を整える作業を協働しておこなう、この「桜守ボランティア²⁶」が発足した。桜守ボランティア活動は、おおむね月 1 回で、参加費は無料、会員数は 2015 年 3 月時点で 180 名となっている。サクラを中心に、

²⁶ 埼玉県公式 HP、大宮公園、「桜守ボランティア」<http://www.pref.saitama.lg.jp/omiya-park/volunteer/sakuramori3.html> (2017/11/25 取得)

アカマツやほかの樹木の維持管理、活性化対策等をおこなうことを目的としているが、近年の活動報告では、単なる作業ボランティア活動だけでなく、園内の散策会をするなど、公園自体に親しんでもらおうとする取り組みが見られる。

ボートの件に関しては、昭和記念公園や上野恩賜公園など、大きな都市公園ではボートの営業が行われているため、再開を考えても良いと思うが、財政状況と合わせて考えると、さらに維持管理費が膨らむこととなり、採算がとれるかというところもそう簡単ではないと考えられるため、再開は現段階ではあまり現実的ではないと思われる。

第4章 公園の現場からみえるもの

第1節 繋ぐ場としての大宮公園

2017年9月28日、大宮公園を訪れた。この日は小雨が降っており、平日でもあるため、公園の利用者はほとんどいないと考えていたが、行ってみると確かに少ないものの、筆者が思っていたよりは利用者がいた。

この日、大宮公園の施設である、埼玉県立歴史と民俗の博物館も訪れた。ここは、埼玉県立博物館と、埼玉県立民俗文化センターが統合して2006年4月1日に誕生した、歴史・民族・美術を総合的に扱う人文系総合博物館である。建物は、1971年10月に竣工した、旧埼玉県立博物館のものであり、2005年に生誕100年を迎えた建築家・故前川國男氏による設計で、日本芸術院賞、毎日芸術賞など数々の賞を受賞し、公共建築百選にも選定されている²⁷。

館内には、「埼玉における人々のくらしと文化」がテーマの、歴史・民俗・美術、それぞれ特色ある展示室構成となっている常設展示室のほか、年に3～4回、特別展や企画展を開催する特別展示室、特色ある3つのエリアで、子どもから高齢者まで幅広くバラエティーに富んだ体験を楽しむことができる、ゆめ・体験ひろばや、ミュージアムショップなどが入っている。休館日は基本的には毎週月曜日で、観覧料は常設展で一般300円、高校生・学生は半額の150円である。散策で公園を訪れた人が、室内で休憩したい場合にも適した空間になっていると感じた。ただ、館内はやや薄暗く、平日の昼間であったせいもあり、人も少なく、初めて訪れる人にとっては、入りにくい印象を与えてしまっているかもしれない。

また、博物館には、博物館ボランティアの人たちがいる。歴史と民俗の博物館のボランティア紹介ページ²⁸には、博物館ボランティアに対して、学習や活動の場を提供することにより、自己啓発や自己実現の支援を行い、博物館ボランティアは、活動を通じて博物館事業を支援するとともに、博物館と県民との仲介者としての役割も果たしていると書かれている。ボランティアには展示解説ボランティアと、体験学習ボランティアの2種類があるようである。展示解説ボランティアは、常設展示室を中心に活動を行い、常設展示室各室（4室を除く）の展示解説や来館者からの質問への対応が、主な活動内容である。また、10:00～15:00までの間の1時間ごとに「定時解説」として、1つの展示室について約15分の解説も行う。学校や一般団体にも希望に応じて解説する。16:00（夏季は16:30）までの活動時間の中で、来館者一般に、その場その場の解説を行う、あるいは、見学中の来館者から質問があった場合にわかる範囲で回答する場合もある。

²⁷ 埼玉県立歴史と民俗の博物館 HP、博物館紹介、「施設紹介」

http://www.saitama-rekimin.spec.ed.jp/?page_id=394 (2017/11/18 取得)

²⁸ 埼玉県立歴史と民俗の博物館 HP、博物館紹介、「ボランティア」

http://www.saitama-rekimin.spec.ed.jp/?page_id=235 (2017/11/18 取得)

一方、体験学習ボランティアは、体験学習ゾーンである「ゆめ・体験ひろば」を中心に活動を行う。通年メニューの「藍染めハンカチ」・「まが玉」・「絵馬」・「絵巻物」・「江戸組紐ストラップ」などの製作体験や、学校団体に行う「火起こし」・「縄文時代～明治時代の衣装の着装」・「ベーゴマ」・「コマ」・「けん玉」・「お手玉」等の昔遊び体験の指導や補助が主な活動である。

ボランティアになるには、まず、例年11月に行われる説明会に参加した後、「展示解説ボランティア」と「体験学習ボランティア」のどちらかを選択し、説明会で渡される登録選択用紙を提出する。その後、両ボランティアとも4回の研修の受講を条件に、登録が完了する。展示解説ボランティア養成講座では、シナリオをもとに、最終的に各部屋が解説できることを目指すが、研修最後に自信のある部屋の解説を行い、ボランティアとして活動していけるか判断するという。また、体験学習ボランティア養成講座では、技術に加えて、各メニューの歴史的な知識も習得し、活動していけるか判断するという。2016年度の展示解説ボランティア登録者数は76名であった。2016年度は、310日の活動日のなかで、6,500回以上の解説を行い、来館者は3万人を超えた。また、同年度の体験学習ボランティア登録者数は、64名であった。体験学習ボランティアは、ゆめ・体験ひろばで実施している体験メニューを利用者に指導・支援するほか、学校団体受入れ時の対応や各種イベント時の手伝いなど、幅広い活動に取り組んでいる²⁹。

筆者もこの日、展示解説ボランティアの人から江戸時代の定時解説を受けた。そもそもの来館者数が少なかったため、1対1の贅沢な解説となったが、その分、「何のテーマを持って今日博物館を訪れたのか」、「知りたいことは何か」など、来館者のニーズに合わせて説明しようしてくれた。担当してくれたのは60代後半～70代前半くらいの、浦和から来ている男性であった。展示室が多く、時代やテーマごとに様々な展示があるため、解説できるようになるにはかなり時間がかかると言っていたが、本人は楽しそうであった。博物館ボランティアの人は館内で何人か見かけたが、見た限り、すべて60代以上の人に見えた。仕事を引退した人たちが、地域の中で学習や活動の場が提供されていることは、外出し、社会の中で繋がれる場でもあるため、良いと思う。博物館が言っているように、自己啓発や自己実現の支援が行えているのではないだろうか。



写真7 児童遊園地（2017/10/8 筆者撮影）

同年10月8日、筆者が再び大宮公園を訪れた際には、日曜日であることに加えて天気も良かったため、多くの人が公園を利用していた。公園入口はいくつかあるが、どこの入り口周辺にも、公園を訪れた多くの人たちの自転車やバイクが駐輪されていた。児童遊園地には多くの親子連れが訪れ、近くのキャンプ

²⁹ 埼玉県立歴史と民俗の博物館 HP、博物館紹介、「ボランティア」、http://www.saitama-rekimin.spec.ed.jp/?page_id=235（2017/11/18 取得）

シートでは、テントを張ったりお弁当を持参したりして、ピクニックを楽しむ人たちの姿があった。(写真7)

桜並木の木陰のベンチでは、読書をする大人や、ゲームを楽しむ中学生くらいの子供もいた。

第2節 防災機能を持つ大宮第2公園

2017年8月1日から8月21日までの21日間、東京都心では、ごく弱い雨も含めて、連日雨が観測されていた。東京の6月から9月の降水連続記録は、8月としては1977年以降、40年ぶりの長雨となった。隣接する埼玉県、中でも南部のさいたま市でも、曇りや雨の日が長く続いた。特に8月15日は大雨であった。埼玉県公式ホームページによると、気象庁アメダス調べでは、さいたま市内の15日12時から16日10時までの降雨量は55.0ミリ³⁰となっている。雨が止んだ8月17日、芝川と大宮第2公園の様子を観察しに行った。

芝川は若干増水してはいたものの、公園が満杯になることはなく、通常通り、中で人が遊べるようになっていた。実際に、ランニングをしている人や、ボールで遊ぶ子供の姿が見られた。園内にある窪みには、降雨の無いとき、又は少雨の際は、右の写真のように、水溜りこそできるものの、他と同様芝が生えており、底を横断できるようになっている。

(写真8)

この窪みは、水が溜まると川のように見えるよう作られており、今回のように大雨の後には違った風景を演出してくれる。ただ、本来コンクリートの、自転車も通れるような歩道であるはずの道が、芝よりも若干窪んでいるため、そこにも右の写真のように水が溜まり、道を塞いでしまっていた。(写真9)

全国的に猛威をふるった台風21号が関東地方を過ぎ去った10月23日の午後、芝川第7調節池でもある大宮第2公園を訪れた。埼玉県公式ホームページによると、気象庁アメダス調べでは、さいたま市内は22日7時から23日15時までの降雨量が207.0ミリ³¹となっている。公園付近では、散歩している人が多



写真8 大宮第2公園内(1) (2016/4/29 筆者撮影)



写真9 大宮第2公園内(2) (2017/8/17 筆者撮影)

³⁰ 埼玉県公式 HP、消防防災課、「平成29年8月15日の大雨による被害状況について(第1報)」<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2017/0816-01.html> (2017/10/29 取得)

³¹ 埼玉県公式 HP、消防防災課、「台風第21号による被害状況について(第3報)」<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2017/1023-11.html> (2017/10/29 取得)

く見られた。台風を含め、長雨が続けていたため、外に出てランニングや犬の散歩をしている人が多かった。また、小学生、中学生、高校生も、遊ぶために来たと思われるが、調節池が満杯で遊ばずに帰る姿も目立った。また、満杯になった調節池を、何かを考えながらしばらくボーっと眺めた後、その光景をカメラに収めている人も見られた。

もともと芝川の両岸には柵などは設けられておらず、河川が増水した際には、河川敷の歩道と水がかなり近くなるため危険を感じた。また、木柱の柵らしきものも見られたが、針金で応急処置的に作られたもののように、暴風警報が発令されるほどの今回の台風には持ちこたえられず、なぎ倒されていて、意味を成していないように見えた。(写真 10)



写真 10 芝川の木柵 (2017/10/23 筆者撮影)

立ち入り禁止のコーンが立っているにもかかわらず、水位ぎりぎりのところまで入って行って釣りをしている人が少なくなかった。また、立ち入り禁止の看板が見えないようになっている場所もあり、またその警告も簡易的なため、事故が起きかねないと感じた。(写真 11)



写真 11 立入禁止エリアの釣り人
(2017/10/23 筆者撮影)

10月27日、その後の経過を探るため、再び芝川及び大宮第2公園を訪れた。右の写真は、橋より手前が芝川で奥がひょうたん池に続く大宮第2公園である。通常時は、この橋の下を人が通ることもできるが、芝川が増水して水が流れ込み、通行不可能となっている。(写真 12)



写真 12 増水した芝川と大宮第2公園
(2017/10/27 筆者撮影)

また、さいたま市大宮体育館のほうのグラウンドも同様に、満杯となっていた。砂利道を挟んですぐ隣に芝川が流れている。ここは、砂利道から水までの距離が数メートルしかないにもかかわらず、全く隔てるものが無いため、恐怖を感じた。(写真 13)



写真 13 大宮市民体育館前グラウンド
(2017/10/27 筆者撮影)

さらに、川を挟んで公園と反対側にある池も、右の写真のように満杯となっていた。増水により、本来の池の範囲を大幅に超えて水が溢れていた。(写真 14)

比較のため、大宮第 2 公園内の満杯時、引いた時、の時系列で、ほぼ同位置から撮影した写真を右に並べる。(写真 15、16)

25 日に一度雨が降ったものの、水はほとんど引いており、芝川の増水も多少引いていた。満杯になっていた調節池も、ほとんど水は引いていた。しかし、溢れ出した芝川の水が引いたものなので、芝は泥まみれで、公園全体が悪臭に包まれていた。また、芝川が運んできた大量の雑草や枯れ枝、ゴミ等が、階段など段差になっている部分に多く溜まっていた。

立ち入り禁止のコーンも、曖昧な置き方で、入れるのか入れないのか分かりづらく、上から観察する人もいれば、中のひょうたん池まで降りて行って釣りをしている人や、関門の前辺りを観察しながら歩いている人もいた。ただ、泥とひどい悪臭のため、平常通りの公園として遊べるようになるにはもう少し時間がかかるだろうと思う。

第 3 節 空間を提供する大宮第 3 公園

ここも第 2 公園と同様、10 月 23 日に訪れたが、子供や学生が思い思いのスポーツを楽しんでいた。また、学童と思われる団体も遊び場として利用していた。大宮第 3 公園は、広い芝生と充実したジョギング・ウォーキングコースが魅力の公園であると思う。このコースは、あくまで園路であり、専用コースではない。逆走を防ぐため、スタート・ゴール地点が明確に標識で記してあり、順路も 100 メートルごとに標識で記されている。また、スタート・ゴール地点付近には、上半身ひねりや、階段昇降、前屈、足つぼマッサージ、



写真 14 芝川左岸調節池 (2017/10/27 筆者撮影)



写真 15 満杯の大宮第 2 公園 (2017/10/23 筆者撮影)



写真 16 水が引いた大宮第 2 公園 (2017/10/27 筆者撮影)



写真 17 大宮第 3 公園 (2017/10/23 筆者撮影)

背伸ばしといったストレッチやトレーニングが行えるよう、器具が設置されている。(写真 17)

ただ、奥のほうへ進むと、湿地帯が増水して高水位となっており、間違っ
て子どもが入ってしまうと非常に危険であると感じた。

(写真 18)



写真 18 大宮第 3 公園内 (2017/10/23 筆者撮影)

第5章 これからの都市公園と大宮公園

第1節 政府が目指すもの³²

国土交通省は、人口減少・少子高齢化社会におけるオープンスペースの再編や利活用のあり方、まちの活力と個性を支える都市公園の運営のあり方等について検討するため、2014年11月に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」を設置し、9回にわたる検討会を行った。この検討会の「最終報告書」に、都市公園をはじめとする緑とオープンスペース³³の新時代に向けた基本的考え方と施策の方向性がまとめられている。

社会の成熟化や市民の価値観の多様化、社会資本が一定程度整備された社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースが持つ多機能性を、都市のため、地域のため、市民のために発揮できるようにするため、そのポテンシャルを最大限引き出すことを重視する、新たなステージへと移行すべきであると述べられている。国土交通省は、緑とオープンスペースの多機能性の発揮により実現できる都市像として、具体的には、例えば地域コミュニティの希薄化が課題となっている都市においては、地域住民が自律的に運営する緑とオープンスペースが、やすらぎを実感できる暮らしを実現できる、等としている。この新たなステージへの移行に向けて、今後の緑とオープンスペース政策が重視すべき観点として、ストック効果をより高めること、民との連携を加速すること、都市公園を一層柔軟に使いこなすこと、の三つを掲げている。

また、都市公園を含めた今後の緑とオープンスペース政策は、次の3つの戦略を重点的に推進すべきだとしている。一つ目は、緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進である。これは、緑とオープンスペースが持つ、都市をより美しく、暮らしやすく再構築できる力を最大限発揮することによって、都市のリノベーションを推進すべきだとするものである。具体的には、緑の基本計画を強化して緑とオープンスペースを基軸とした都市の再構築を推進、地域に応じた戦略的な都市公園のストック再編による都市の活性化等を推進するとしている。二つ目は、より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化である。これは、都市公園をより柔軟に使いこなすことで、都市の様々な課題の解決に、その多機能性を最大限発揮できるようにするものである。具

³² 国土交通省 HP、「最終報告書（概要）」<http://www.mlit.go.jp/common/001152249.pdf>（2017/11/25 取得）をもとに記述。

³³ 「最終報告書」における用語の定義は以下の通りである。

・緑とオープンスペース：都市公園、都市公園以外の公共施設緑地（河川緑地、街路樹、市民農園、庁舎・公営住宅等の植栽地 等）、民間施設緑地（公開空地、民間施設の屋上緑化 等）、法律や条例等により保全されている地域制緑地（特別緑地保全地区、生産緑地地区、市民緑地、協定による緑地の保全地区 等） を包含する概念として位置づけ。

・都市公園：都市公園法第二条において掲げる公園又は緑地。緑とオープンスペースの中核をなす施設。本報告書では、基本的に建築物によって建ぺいされない緑豊かな公共空間としての性格を有する施設として位置づけ。

体的には、まちの魅力、価値の向上に向けた都市公園マネジメントの推進や子育てなど地域ニーズに応じた都市公園の整備、民間事業者による収益施設の設置促進と、公園の質の向上への還元等を推進するとしている。三つ目は、民との効果的な連携のための仕組みの充実である。これは、既述した二つの戦略を、行政、市民、民間事業者等各主体が、それぞれの役割に応じて推進するため、効果的な連携のための仕組みの充実等を図るべきだとするものである。具体的には、多様な主体との連携による緑とオープンスペースの利活用を活性化するための体制の構築、都市公園の管理の質を客観的に評価・見える化する仕組みの創設等を推進するとしている。

また、パークマネジメントプランの策定によって、地方公共団体としての公園の経営方針、公園の特性や目指すべき方向性を、民間事業者や地域団体、地域住民等と共有することにより、民間事業者からのより高度で実現可能性の高い提案が期待でき、円滑な指定管理業務の実施が可能となると考えられている。

パークマネジメントプランは、指定管理者の選定から業務の実施、モニタリングの各段階において、地方公共団体と指定管理者の間で都市公園の管理運営方針等に係る共通認識を形成する基礎となる。両者に共通認識があることで、民間事業者からより高度、かつ実現性の高い提案を引き出すことが期待できる。

また、このパークマネジメントプランを地域団体、地域住民等と共有することで、指定管理業務に対する理解・協力を得られ、より円滑に業務を遂行できることが期待されている。

一方で、パークマネジメントプラン策定にあたっての留意すべきこととして、民間事業者の提案の自由度を確保することや、住民や利用者の意見を反映することが挙げられる。各公園につき、目指すべき目標を地方公共団体が示すことは、応募者にとって実施すべき事業を具体的に考えられるという効果があるが、一方で、地方公共団体が目標達成手段について詳細に設定することにより、民間事業者の提案の自由度を制限してしまうことも考えられる。このため、地方公共団体は、目指すべき目標を提示した上で、民間事業者のノウハウを発揮できるような形で提案を募集することが望ましいとされている。また、地方公共団体として示す公園の経営方針の策定にあたっては、パブリックコメント等を実施することにより、住民や利用者の意見を反映することが望ましいとされ、都市公園の特性に応じ、多様な主体の意見を取り入れ、パークマネジメントプランにおける目標設定を行うことが求められている。

第2節 切実さが薄れた大宮公園の今後³⁴

埼玉県は、2017年度より、県を代表する大宮公園の歴史的価値や日本的風景を継承し、

³⁴埼玉県公式HP、大宮公園ランドデザイン検討委員会、『第1回検討委員会資料(本編)』<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1105/documents/iinnkaisiryohonpen.pdf> (2017/11/23取得)をもとに記述。

次の 100 年先を見据えた公園整備の基本的な考えを取りまとめる「大宮公園ランドデザイン」の策定に向けた検討を行っており、第 1 回の検討委員会が 2017 年 10 月 17 日に開催された。このランドデザイン策定の背景として、氷川公園が誕生した後、時代の要請を受けながら第 2・第 3 公園へと拡張したこと、施設の老朽化、樹木の古木化、景観のばらつき、水源の変化、利用者ニーズの変化や、2019 年ラグビーワールドカップ開催（埼玉県熊谷市）や 2020 年東京オリンピックの開催などがある。ランドデザイン策定の目的は、成熟した社会情勢を受けた、次のステージ（100 年先）に向けたメッセージとなる構想を描くこととしている。

また、その対象範囲は、第 1 公園、第 2 公園、第 3 公園とし、概ね南北はさいたま新都心から大宮盆栽村、東西は見沼田圃から大宮駅までの範囲を関連区域に定めている。過去には経済の成長、人口の増加など、それぞれの時代の要請を背景に、緑とオープンスペースの質（施設）と量（面積）の整備が急がれてきた。しかし、大宮公園の変遷や、利用者の声などを見ると、現在の大宮公園は、成熟期に入っており、ある程度の快適さ、便利さ、憩いの場などが提供されているため、県民の欲求の切実さが薄まっている。

このランドデザインの中で、大宮公園の方向性として、景観・空間構造の再構築を軸に、埼玉県民にとってのシンボルの創造、世界の人をひきつける魅力の追求、未来を見据えた日本の公園象の実現を要素として挙げている。

これからこの方向性に沿って、理想の公園象をつくりあげていくためには、やはり行政だけでは限界があると考えます。これまでの歴史を見ても、時代の要請と県民の公園に対する欲求があったうえで、公園の整備は進められてきた。住民の出入りの激しさなども関係してくるだろうが、それでもやはり公園に愛着を持ってもらうためには、やはり住民が公園により関わるができる仕組みづくりが必要であると思われる。海外では、事例でも見たように、住民自ら動き出すこともあるが、日本では、行政が最初の足掛かりとしてまず提案することも重要なのではないだろうか。そうすることで、公園が持つ新たな機能を発見できるかもしれない。さらに、公園の地域の中でのコミュニティ形成の場としての役割も果たせるのではないだろうか。

おわりに

第 1 章で見たように、現在の公園は、非常に制度的な要素が強く、行政との関わりが強い。公園が、公共的な場所・施設である以上、ある程度仕方のないことだが、公園の方向性を決めていくにあたって、どうしてもトップダウンのフレームになりがちである。海外、特にアメリカでは、第 2 章で挙げた例のように、民間移行が進められている。日本の公園の利用開発では、公園での活動を行政が提示することがあったが、アメリカのコミュニティガーデンではそのような形の支援はとられず、住民、もしくは住民が賛同する外部グループのアイデアから住民のリーダーシップが生まれ、会合を重ねるうちにどこをどのようにしてコミュニティガーデンにするかという行動に繋がり、コミュニティ育成のカリキュラムが組まれている。

東京のベッドタウン的要素を持つ大宮周辺では、コミュニティが希薄傾向にあり、第 3 章の利用者アンケートの結果を見ても、期待するものの中で、トイレやカフェなど、現実的な要望が多く、行政に対して丸投げの印象がある。大宮公園とその周辺には、スポーツ施設をはじめ、多くの公共施設があり、また、ボランティアを導入して地域住民に機会を与えるなど、様々なサービスや環境を提供できていると思うが、一方的に供給するのみになっている気がする。それは悪いことではないが、地域のコミュニティ形成といった観点から見れば、もっと市民が自発的に公園に関われる仕組みをつくるのが、公園をより地域に密着したものにするために重要なことではなかろうか。

公園の機能は現在多様化しているが、大宮公園では特に、それぞれ大きな役割を持った三つの公園があり、市民が主体的に公園に関われる仕組み形成に関して、高いポテンシャルを秘めていると感じる。政府の、新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会でも、公園は地域活性化に必要な要素として組み込まれている。公園が地域活性化に必要なものとなるためには、公園に対する愛着が沸くことがまず必要ではなかろうか。そうでなければ、ただの空間、最悪の場合、犯罪者を生む温床ともなりかねない。地域の中の公園に自らが積極的に関わることで、公園に対する愛着が沸けば閑古鳥が鳴くことはなくなるのではなかろうか。

公園は、不動産の観点から見ても、町を形成する要になり得る。政府が提示する、公園が持つストック効果を最大限引き出すためには、行政主導だけでなく、地域の人々が自発的に関われる仕組みづくりが重要であると考えられる。そのためには、やはりある程度時代に沿った公園施設、安全・安心の面での公園管理が必要であると思われる。そのうえで、公園をよく理解してもらうための PR 活動や、口コミで広がるようなテーマのある公園を考えていくことで、効果が得られるのではなかろうか。例えばテーマで考えるなら、大宮公園のランドデザイン検討委員会が設置された背景の一つに 2020 年東京オリンピックの開催があるため、大宮公園に多数あるスポーツ施設を活かして、スポーツ公園としてもっと押し出していくことも有効な手段の一つと考えられる。スポーツを通して、子どもから高齢

者まで関われる公園づくりを行い、地域コミュニティ形成の役割を果たせる公園を目指すのも一つの方策になり得るのではなかろうか。

公園が無かったら困るが、あっても中途半端な公園なら意味がない。誰にでも身近な公園だからこそ、公園が持つ多様な機能と地域の中で果たしうる役割について、一度考えてみる価値はあると私は考える。

あとがき

はじめにでも述べたように、筆者が育ってきた環境には多くの公園があったため、公園は非常に身近な場所であったし、好きな場所でもあった。卒業論文のテーマを考えるうえで、これまで国際学部で学んできた授業の内容や研究室での内容を踏まえ、経済や地域活性化について取り上げようかとも考えたが、自分の中でいまいち歩踏み込めなかった。夏休みを目前にして、やはり自分の好きな公園を取り上げようと決めてからは、資料集めも現地調査も苦にならず進められ、また違った公園の一面が見られた。

研究室の活動、特にジョイント合宿やまちづくり提案に取り組む中では、地域活性化をテーマに議論する機会も多くあった。そんな中で、地域活性化について考えるとき、結局はその地域のことをよく知ることが重要だという結論に至ることが多かった。今回、公園をテーマに論文を執筆したが、公園一つ取ってみても、その地域の歴史や住民意識を非常によく反映していることが良く分かる。あまりにも身近なものについても目を向け、あらゆる観点から再度検討してみることから、地域活性化の糸口は見つかるのではなからうかと、本論文に取り組む中で感じるようになった。俯瞰することも良いが、身近なものが提供してくれるテーマは、実は奥が深く、決してないがしろにはできないものばかりである。

また、実際に現場に行くことの大切さは、研究室で学んだことの大きな一つの財産となっている。視覚的な情報だけなら、現場に赴かずとも分かるかもしれないが、現場から得られるものは、視覚のみならず、匂いや音など、五感全てで感じ取ることができる。そして、その感じ方は人それぞれ違うのであるが、その感じ方の違いこそが、様々な角度からの意見を生むのではないだろうか。特に今回の調査で、台風後、満杯だった水が引いたあとの大宮第 2 公園を訪れた際の公園内の悪臭は、実際に現場を訪れなければ感じられなかった。

最後に、埼玉県立歴史と民俗の博物館で丁寧な説明をして頂いたボランティアスタッフの方、毎回のゼミの時間にアドバイス等くれたゼミ生の方々、そして 3 年次より研究室でお世話になった中村祐司先生に感謝の意を伝えたい。ありがとうございました。

参考文献

- サンケイリビング編・秋葉一男『埼玉ふるさと散歩』さきたま双書
- NPO 法人 見沼保全じゃぶじゃぶラボ 編 (2007)『見沼見て歩き』幹書房
- 新村出 編 (2009)『広辞苑 第六版』岩波書店
- 飯沼二郎・白幡洋三郎 (1994)『日本文化としての公園』八坂書房
- 相賀徹夫 (1986)『日本大百科全書』小学館
- 小林義雄 (1993)『見沼田んぼを歩く 首都圏最後の大自然空間』農山漁村文化協会
- 小野良平 (2003)『公園の誕生』吉川弘文館
- 下中直人 編 (2007)『世界大百科事典』平凡社
- 白幡洋三郎 (1995)『近代都市公園史の研究 欧化の系譜』思文閣出版
- 田代順孝・中瀬勲・林まゆみ・金子忠一・菅博嗣 編著 (2011)『パークマネジメント 地域で活かされる公園づくり』学芸出版社
- 丸山宏 (1994)『近代日本公園史の研究』思文閣出版
- 大宮第二・第三公園公式 HP、「ホーム」<https://www.omiya2-3.com/> (2017/11/10 取得)
- 大宮第二・第三公園公式 HP、「公園概要」
<https://www.omiya2-3.com/%E5%85%AC%E5%9C%92%E6%A6%82%E8%A6%81-1/%E5%A4%A7%E5%AE%AE%E7%AC%AC%E4%BA%8C%E5%85%AC%E5%9C%92%E3%81%AE%E6%A6%82%E8%A6%81/> (2017/11/10 取得)
- 国土交通省 HP、公園とみどり、「都市公園の役割」
http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/yakuwari/index.html (2017/7/1 取得)
- 国土交通省 HP、公園とみどり、「都市公園の種類」
http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/syurui/index.html (2017/7/1 取得)
- 国土交通省 HP、維持管理・環境管理専門委員会、『公園化について』
http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000637282.pdf (2017/7/1 取得)
- 国土交通省 HP、公園とみどり、「個別施策」
<http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/seisaku/index.html> (2017/9/25 取得)
- 国土交通省都市局公園緑地・景観課『都市公園のストック効果向上に向けた手引き』
<http://www.mlit.go.jp/common/001135262.pdf#search=%27%E9%83%BD%E5%B8%82%E5%85%AC%E5%9C%92+%E5%AD%98%E5%9C%A8%E5%8A%B9%E6%9E%9C%27> (2017/11/10 取得)
- 国土交通省 HP、『最終報告書 (概要)』<http://www.mlit.go.jp/common/001152249.pdf> (2017/11/23 取得)
- 国土交通省 HP、『最終報告書 (本文)』<http://www.mlit.go.jp/common/001152250.pdf> (2017/11/23 取得)

国土交通省 HP、『官民連携による都市公園魅力向上ガイドライン』
<http://www.mlit.go.jp/common/001136186.pdf> (2017/11/25 取得)
埼玉県公式 HP、消防防災課、「平成 29 年 8 月 15 日の大雨による被害状況について (第 1 報)」
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2017/0816-01.html> (2017/10/29 取得)
埼玉県公式 HP、消防防災課、「台風第 21 号による被害状況について (第 3 報)」
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2017/1023-11.html> (2017/10/29 取得)
埼玉県立歴史と民俗の博物館 HP、博物館紹介、「施設紹介」
http://www.saitama-rekimin.spec.ed.jp/?page_id=394 (2017/11/18 取得)
埼玉県立歴史と民俗の博物館 HP、博物館紹介、「ボランティア」
http://www.saitama-rekimin.spec.ed.jp/?page_id=235 (2017/11/18 取得)
埼玉県公式 HP、「大宮公園」
<https://www.pref.saitama.lg.jp/omiya-park/> (2017/10/1 取得)
埼玉県公式 HP、「埼玉県議会」
<https://www.pref.saitama.lg.jp/e1601/teireikaigaiyo/h2612-a050.html> (2017/9/30 取得)
埼玉県公式 HP、「指定管理者制度」
<http://www.pref.saitama.lg.jp/kense/kaikaku/shitekanri/index.html> (2017/11/25 取得)
埼玉県公式 HP、大宮公園ランドデザイン検討委員会、『第 1 回検討委員会資料 (本編)』
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1105/documents/iinnkaisiryohonpen.pdf> (2017/11/23 取得)
埼玉県公式 HP、大宮公園ランドデザイン検討委員会、『第 1 回検討委員会資料 資料編【P.1～P.39】』
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1105/documents/siryohen1.pdf> (2017/11/23 取得)
埼玉県公式 HP、大宮公園ランドデザイン検討委員会、『第 1 回検討委員会資料 資料編【P.40～P.64】』
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1105/documents/siryohen2.pdf> (2017/11/23 取得)